

## ふるさと納税管理システム構築業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

この要領は、ふるさと納税管理システムの構築業務について企画提案を募り、企画提案競技（以下、「企画コンペ」という）に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定める。

### 2 企画コンペ及び契約の手順

企画コンペ参加資格を有する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めたものと随意契約を締結する。

### 3 業務委託の内容

#### (1) 業務の名称

ふるさと納税管理システム構築業務委託

#### (2) 業務内容

「ふるさと納税管理システム構築業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

#### (5) 運用開始 平成31年3月1日（金）（予定）

### 4 企画コンペ参加資格

企画コンペに参加できるものは、次の（1）または（2）に該当し、かつ（3）～（11）いずれにも該当する者とする。

(1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された者、又は過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務の実績を有する者。

(2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、（1）の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

(6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。

(8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

(9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内

に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(10) 地方自治体における、ふるさと納税管理システム導入及び稼働の実績があること。

(11) ISO/SEC27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)、及びプライバシーマークを取得していること。

## 5 委託経費

1, 820, 000円以内 (消費税及び地方消費税額を含む) とする。委託経費の支払い方法については、精算払とする。

※委託経費の中に履行に要するすべての経費も含む。

## 6 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書 (様式第1号)」を提出すること。

(1) 提出場所 本要領12の場所

(2) 提出期限 平成30年11月29日 (木) 午後5時

(3) 提出方法 持参、送付、電子メールまたはFAXとする。送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、平成30年11月29日 (木) 午後5時必着とする。

(4) 提出書類

①企画提案競技参加申込書 (様式第1号)

② (共同企業体を構成する場合) 共同企業体協定書 (様式第2号)

③ (代理人を選定した場合) 委任状 (様式第3号)

## 7 質問及び回答

(1) 提出方法 持参、郵便、電子メールまたはFAXとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第4号を用いること。

(2) 提出場所 本要領12の場所

(3) 提出期限 平成30年11月29日 (木) 午後5時まで

(4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 8 企画書等提出

(1) 提出書類

1 提案者1案 (A4版) とし、下記①から⑧を1セットとし、これを企画書等と呼ぶ。

①企画提案競技申請書 (様式第5号) 1部

②企画書 (任意様式) 2部

③見積書及び見積明細書 (任意様式) 1部

ア 各委託業務の積算内容が分かるように記載すること。

イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

④会社概要 (既存のもの) 1部

(共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること)

⑤業務実績 (既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績。共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること) 1部

⑥納税証明書 (県税に未納がないことの証明) 1部

- ⑦個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号） 1部
- ⑧過去3期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類。） 1部

(2) 企画書等の提出方法

- ①提出場所 本要領12の場所
- ②提出期限 平成30年12月7日（木）午後5時まで
- ③提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、平成30年12月7日（木）午後5時必着とする。）

## 9 選定方法

企画書等及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、提出された企画案等について総合的に審査の上、最優秀案を1件決定する。プレゼンテーションの詳細は、別途通知する。

審査基準は、別紙「審査基準書」のとおりとする。

## 10 その他

- ①提出された資料は返還しない。
- ②企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ③選考結果については、全参加業者に書面（電子メール）にて連絡する。
- ④決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- ⑤決定した業者の提出した企画書等の内容は、協議の上、変更することがある。
- ⑥契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ⑦委託費の支払いについては、精算払いとする。

## 11 日程

- (1) 実施公告 平成30年11月15日（木）
- (2) 参加申込期限 平成30年11月29日（木）午後5時
- (3) 質問書受付期限 平成30年11月29日（木）午後5時
- (4) 企画書等提出期限 平成30年12月7日（木）午後5時
- (5) プレゼンテーション 平成30年12月11日（火）
- (6) 業者決定 平成30年12月14日（金）予定

## 12 書類提出先

〒880-8501

宮崎市橋通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局

オールみやざき営業課（ひなたプロモーション担当 村橋）

電話 0985-26-7591

FAX 0985-26-7327

電子メール allmiyazaki@pref.miyazaki.lg.jp

ふるさと納税管理システム構築業務 審査基準書

評価項目	審査項目	評価基準	点数
基礎評価	導入実績	自治体での稼動実績は十分か。	/25
	セキュリティ体制	マイナンバーに関するセキュリティ等、十分な提案があるか。	
	委託費用（見積もり）	提案内容に対して、費用は適切か	
	保守費用（見積もり）	次年度以降の保守に係る費用は適切か	
	サポート・保守体制	時間的、人力的に十分なサポート体制が取られているか。	
提案書（システム機能）	仕様書の網羅	仕様書の記載を満たしているか	/15
	提案事項	仕様書を満たした上での、優れた提案事項はあるか。	
提案書（データ移行等）	現年度・過年度データ移行	現年度・過年度のデータ移行の手順と検証のプロセスは適切か。	/15
	帳票印刷機能	受領証明書、特例申請書等の印刷機能は、印刷履歴表示を含め、使いやすいか。	
提案書（管理体制等）	事業スケジュール	具体的で現実的なスケジュールが計画されているか。	/10
	保守・サポート	契約年度及び次年度以降の体制は十分か。	
プレゼンテーション	データ連携	ふるさと納税ポータルサイトやコンビニ収納システムとのデータ連携が容易であるか。	/35
	データ表示画面遷移	画面のデータ表示は見やすいか、また関連情報へ画面遷移し、情報が網羅的に把握できるか。	
	検索・統計機能	検索機能及び結果の表示はわかりやすく、機能的か。	
	帳票等・出力機能	帳票等の作成機能には、汎用性があるか。	
	セキュリティ機能	ワンストップ特例申請に関するサブシステムのセキュリティ確保は十分か。	
合計			/100